

重要事項説明書

社会福祉法人 彩生会
グループホーム ももほ

グループホームももほ

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 彩生会
代表者氏名	理事長 根路銘 剛宏
本社所在地	沖縄県那覇市字安里51番地

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名称	グループホームももほ
事業所所在地	沖縄県那覇市字安里51番地
連絡先	TEL098-868-1002 FAX098-868-1011
建物・居室等 の概要	鉄筋コンクリート造り地上4階建て 延べ床面積 5,290.16 m ² 個室18室(1室あたりの床面積 11.3~14.7 m ²) 共同生活室、台所、浴室・脱衣室、トイレ、事務室
防災設備 避難設備	消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備 火災通報装置、避難誘導灯
利用定員	18人(1ユニット9名)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、従業者が要支援2、または要介護者であって認知症の状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な事業を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者が共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供します。 ②当事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 ③事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 ④事業の終了の際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとする。 ⑤人員設備及び運営に関する基準を定める内容を遵守し実施する。

事業所の職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名以上	業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行います。
計画作成 担当者	2名	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
介護従業者	13名以上	介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術でもって介護サービスの提供を行います。
看護職員 (外部委託)	1名以上	看護職員は、利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。
委託社員	1名以上	生活機能向上の為に、お互いに連携し定期的助言、指導を行う。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 日常生活の介助

食事介助	食事介助が必要な方には介護従業者が支援します。 (食事開始時間)朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:45～
口腔ケア介助	食後に口腔ケアを行い口腔内の清潔を保ちます。
排泄介助	気持ちよく排泄ができるよう、利用者の心身の状態にあわせて支援します。
整 容	必要に応じてその都度お着替え、身の回りのお手伝いをします
入浴介助・清拭	入浴前に体調確認を行い状態に応じて入浴介助します。(週2回) 体調不良などで入浴できないときは清拭し身体の清潔を保ちます。
離床援助	寝たきり防止のため離床に配慮します。
屋外散歩の同行	買い物や昼食、野外活動、散歩などの外出。
介護従業者との 共同の家事	・利用者と介護従業者共同での買い出しと調理 ・食事の盛りつけや配膳 ・居室の清掃など

(2) 生活再編のための介助

施設生活における 役割の再編	利用者一人ひとりが持っている能力を最大限に引き出し、生活の再編を目指します。
地域社会との交流	地域行事への見学や参加、季節の行事等での外出。
趣 味	おやつ作り、歌、体操、趣味(折り紙・書道・手工芸など)を行います。
理容・美容	なじみの理髪店や美容院へ出かける、または出張理美容サービスを利用するなど、身だしなみの支援を行います。

(3) 生活相談

○利用者とそのご家族からの介護に関するご相談に応じます

4 入居にあたっての留意事項

- (1) 事業対象者は要介護認定を受けている者又は要支援2であって、認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
 - ① 認知症の症状に伴う著しい精神状態を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居の際には、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- (5) 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - ① 危険物等の搬入、使用、保管はできません。
 - ② 大型の物品等の搬入、備え付けはできません。
 - ③ テレビやラジオ等、楽器の演奏等、大音量で迷惑になる行為はご遠慮下さい。
 - ④ ペットの持ち込みについてはご遠慮下さい。
 - ⑤ 入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
 - ⑥ 居室の改造、改造等を伴う模様替え、敷地内に工作物の設置は管理者の承諾を得て下さい。
 - ⑦ 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すことのないようお願いします。
 - ⑧ 排水管を腐食させるおそれのある液体を流さないようお願いします。
 - ⑨ 居室を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点にしないようお願いします。
 - ⑩ 居室又は施設周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことはしないようお願いします。
 - ⑪ 居室に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせることのないようお願いします。
 - ⑫ 他の利用者の占有、使用に著しい妨害を与えるなど、共同生活の秩序を乱すことのないようお願いします。

5 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払い下さい。

(1) 基 本 料

要介護度	利用料 (1日あたり)	利用者自己負担額					
		1割負担 (1日あたり)	1か月 (30日計 算)	2割負担額 (1日あたり)	1か月 (30日計 算)	3割負担額 (1日あたり)	1か月 (30日計 算)
要支援2							
要介護1	7,530円	753円	22,590円	1,506円	45,180円	2,259円	67,770円
要介護2	7,880円	788円	23,640円	1,576円	47,280円	2,364円	70,920円
要介護3	8,120円	812円	24,360円	1,624円	48,720円	2,436円	73,080円
要介護4	8,280円	828円	24,840円	1,656円	49,680円	2,484円	74,520円
要介護5	8,450円	845円	25,350円	1,690円	50,700円	2,535円	76,050円

介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

(償還払い)

償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) ●初期加算

入居した日から起算して30日以内の期間については、環境の変化に伴い様々な支援を必要とすることからその環境に慣れるまでの期間として、下記のとおり初期加算分の自己負担額が必要となります。

また、30日を超える入院後に退院された場合も退院日から起算して30以内の期間について算定します。

初期加算料金	1日あたり300円(30日まで)
1割自己負担額	1日あたり 30円(1か月 900円)
2割自己負担額	1日あたり 60円(1か月1,800円)
3割自己負担額	1日あたり 90円(1か月2,700円)

●入院時費用加算

入居者に病院または診療所に入院する必要がある場合で、入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者・家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむをえない事情がある場合を除き、退院後再び同じ事業所に円滑に入居できる体制を確保します。

入院時費用加算	1日あたり246円(月6日間)
1割自己負担額	1日あたり 246円(1か月1,476円)
2割自己負担額	1日あたり 492円(1か月2,952円)
3割自己負担額	1日あたり 738円(1か月4,428円)

(3)加算料金
施設体制

	利用料	利用者負担額			加算及び算定の内容
		1割	2割	3割	
看取り加算 (1日)	720円 ～ 12,800 円	72円 ～ 1,280円	144円 ～ 2,560円	216円 ～ 3,840円	死亡日45日前～死亡日31日まで72単位/日、死亡日30日前～死亡日4日前まで144単位/日、死亡日前々日～前日まで680単位/日、死亡日1,280単位/日。施設で看取り介護を行った場合。
医療連携体制加算 (Ⅰ)	370/日	37円	74円	102円	環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)において生活を継続できるように、入居者の状態に応じた医療ニーズに対応できるように看護体制を整備する。
科学的介護推進体制	400円/月	40円	80円	120円	入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
口腔衛生管理体制加算	300円/月	30円	60円	90円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上おこなうこと。歯科衛生士が、当該入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行うこと。歯科衛生士が、当該入居者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。
栄養管理体制加算	300円/月	30円	60円	90円	管理栄養士が介護職員等への助言・指導を行い入居者の栄養改善のための体制づくりを行う。
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円/日	3円	6円	9円	認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の入居者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施する。
サービス提供加算Ⅰ～Ⅲ	60円～ 220円/日	6円 ～22円	12円 ～44円	18円 ～66円	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算。(年度での変更あり)
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円/月	200円	400円	600円	入居者の自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために、外部のリハビリテーション専門職等と連携し、定期的助言、指導を行う。

	利用料	利用者負担額			加算及び算定の内容
		1割	2割	3割	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円/月	10円	20円	30円	介護現場の生産性を向上させる為に介護ロボットや見守り機器、インカム等ICTなどのテクノロジー機器を導入し入居者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担限度を目的とする。また、入居者の満足度の評価については年に一度厚生労働省に提出することになっている。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月総単位の 18.6%				介護職員等の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して介護職員等に対し支給する。

(4) 介護保険給付の対象とならないサービス

内 容	料 金
管 理 費	70,000/月(1日あたり 2,333 円)
食 事 費	60,300 円/月(30 日の場合)経管栄養含む (1 日 2,010 円 ; 朝 568 円 昼 660 円 タ 782 円)
オムツ代	実 費
理美容代	実 費
通院介助	1 時間 2,000 円
その他の日常生活費、日用品費 (利用者の希望により提供する日常生活品)	実費

月の途中で入居又は退居した場合の家賃及び水道光熱費は、日割計算となります

※入院になった場合は管理費(1 日 2,333 円)入居者負担となります。

(5) 利用料金の支払い方法

利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに郵送しますので、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ① 利用者指定口座からの自動振替
- ② 事業者指定口座への振り込み
- ③ 現金支払い

お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

6 身体拘束の廃止について

事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。利用者の行動を制限する場合は、利用者及びご家族へ対して説明と同意を得るとともに、その態様及び期間その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由及び経過ついて記録します。

7 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ① 計画作成担当者は、事業の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。
- ② 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- ③ 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
- ④ 介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療法人祥杏会 おもろまちメディカルセンター
	那覇市上之屋1丁目3番1号
	098-867-2116
	内科・外科・整形外科・脳神経外科・循環器科・皮膚科・泌尿器科等
	地方独立行政法人 那覇市立病院
	那覇市古島2丁目31番地1
	098-884-5111
	内科・外科・整形外科・脳神経外科・循環器科・皮膚科・泌尿器科等
	高良歯科医院
	浦添市屋富祖1-2-10
	098-877-0485
	歯科
	サザン歯科まえた
	浦添市前田真和志堂1143番地31
	098-875-4618
	歯科

9 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10 非常災害対策

- ① サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。
- ② 管理者は具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。また非常災害に備え管轄消防署と連携をとり、年2回定期的に避難訓練を行います。
- ③ 事業所は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の3日分を備蓄しております。

11 衛生管理等

- ① 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症対策

感染症予防マニュアルを整備し、感染予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理に関する研修を行っていきます。

③ 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます

12 個人情報保護について

- ① 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ② 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

13 利益供与等の禁止

事業者及び従業者は、利用者の紹介が中立公正に行われるよう、居宅介護支援事業者等及びその従業員から利用者の紹介及び共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益の供与及び收受をおこなわないものとする。

14 サービス提供に関する相談・苦情窓口

提供するサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、苦情受付窓口までお気軽にご相談下さい。受付しました苦情等は、責任をもって調査・改善をさせていただきます。

グループホームももほ 担当： 泉川 寛一	電話番号 098-868-1002 受付時間 9:00～17:00
那覇市役所 ちゃーがんじゅう課	所在地 那覇市泉崎1-1-1 電話番号 098-862-9010 受付時間 8:30～17:15
沖縄県国民健康保険 団体連合会	所在地 那覇市西3丁目14番18号 電話番号 098-860-9026 受付時間 9:00～17:00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町4-373-1 総合福祉センター3F 電話番号 098-882-5704 受付時間 9:00～17:00

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。
- ④ 事業所は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や運営推進会議等による外部評価を定期的実施し、利用者、利用者の家族等に説明する。また、情報提供項目については、実施後、市に提出し、内容については事業所内に掲示する。

16 事故発生時の対応について

利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者側に過失がある場合には双方協議の上決定することとします。

不可抗力（天変地異など）による場合、事業者は責任を負いかねます。

17 損害賠償

利用者に対する介護サービス提供に伴って、事業者の帰するべく事由により利用者生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、損害を賠償とする。

18 虐待の防止について

（1）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対する虐待防止のための研修を実施します。
- ② 利用者及びその家族からの苦情解決体制を整備しています。
- ③ 虐待防止に関する担当者の選定及び措置に講じます。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑤ 虐待防止するための指針の整備

（2）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19 認知症利用者のケア

- ① 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。パーソンドケア（いつでも どこでも その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践する。
- ② 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種共同によるよりよいケアの提供に貢献する。
- ③ 「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。
- ④ 受け入れた若年性認知症入居者ごとに、個別の担当者を定めるものとする。

20 記録の整備

- ① 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- ② 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - (1) 介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 - (7) 活動状況報告書、ならびに運営推進会議の記録
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者又はその代理人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。また、開示した情報の写しを求められた際は、実費を徴収する。

21 その他に関する留意事項

- ① 事業所は、介護サービスの質の向上のため、従業者の研修の機会を設けるものとし、行政機関等が行う研修等へも積極的に参加するものとする。また、事業所内においても関係法令、介護サービスについての研修会等を実施する。
 - (1) 採用時研修： 採用後 6 ヶ月以内（虐待防止・身体拘束廃止のための研修）
 - (2) 認知症介護基礎研修： 医療・福祉関係の資格を有さない介護従事者を対象とする。
- ② 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。（※別紙合意書あり）

重要事項説明書 説明年月日	年 月 日
---------------	-------

当事業所は、重要事項説明書に基づき認知症対応型共同生活介護のサービス内容
と重要事項の説明について同意を得て文書を交付しました。

事業 者	所在地	沖縄県那覇市字安里51番地
	法人名	社会福祉法人 彩生会
	代表者名	理事長 根路銘 剛宏 印
	事業所名	グループホームももほ
	説明者氏名	印

重要事項説明書 同意年月日	年 月 日
---------------	-------

重要事項説明書に基づき認知症対応型共同生活介護のサービスの内容と説明を受け
同意し文書の交付を受けました。

入居者	住所	
	氏名	印
	電話	

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	
	電話	(ご自宅) (携帯電話)